

資料 2

費用徴収制度の見直しに係る経緯について

日付	事項	概要
昭和62. 3	制度創設	労災保険の適用促進を図ることを目的に、未手続事業主に対する費用徴収制度が創設される。
平成15. 12	規制改革会議 答申	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」にて、費用徴収制度の運用について、故意又は重大な過失のある場合を限定的に解していること等について改善すべき旨の指摘が行われる。
平成16. 3	閣議決定	総合規制改革会議の答申内容を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、未手続事業主の一掃に向けた措置として費用徴収制度のより積極的な運用を図ることが閣議決定される。
平成17. 3	審議会審議	労働政策審議会労災保険部会において、未手続事業主に対しより厳正な措置を講ずべく運用の強化を行うという費用徴収制度の見直しの方針を説明し、議論の結果、了解を得た。
平成17. 7	パブリックコメント	費用徴収制度の運用の見直し案について、パブリックコメントの手続を実施したところ、意見は出されなかった。
平成17. 9	通知	費用徴収制度の運用の見直しについて、都道府県労働局長あてに通知。
平成17.11.1	実施	新たな費用徴収制度の運用を開始。